

## 静岡県告示第523号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

周智郡森町三倉字白髭沢3856の2、3856の3・3856の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3857の2、3857の3、3865の1、3866の3、字瀬戸山3868の3、3868の4、3869の3から3869の6、3869の8・3869の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）